

# 時評 「IT化」の掛け声で 司法を形骸化させてはならない



弁護士  
正木みどり

**1** IT化を中心とする民訴法等の改正法が2022年5月18日に成立、民訴法だけでなく、多くの関連法も一度に改正された。項目によって施行時期が異なる。具体化の相当部分を最高裁規則に委ねており、要注意である。最高裁の作る情報システムや法廷等の設備がどうなるか等も、要注意である。

**2** さらに、民事執行、民事保全、倒産、家事事件、非訟事件等の多数の改正法案がまとめて今国会に上程された。「IT化」の掛け声はますます強くなる。

**3** (現在はまだだが) 施行後は、裁判所は当事者が異議を述べてもウェブ方式で口頭弁論期日を行える。証人・本人尋問のウェブ方式の要件も緩和された。法律上は、当事者も代理人も証人もいない、裁判官と傍聴者しかいない法廷さえ出現しうる。

**4** コロナ禍を契機に、裁判所は今「原則ウェブ方式」を推し進めていると思う。コロナ禍以後に登録した若手では、口頭弁論期日以外は裁判所に行ったことのない弁護士もいると聞く。

外部との交流のない裁判官が、画面越しでしか人と接しないことに慣れてしまうのは弊害がある。また「リアル」でなければ分からない、伝わらないものがある。

る。民事訴訟や法曹の意識が変容していくのではないかと。弁護士は、意識して「リアル手続」を求めるべき場合に、それを主張する必要があると思う。

今はまだ施行されたのは弁論準備手続等だが、ウェブ方式が当然視されていくと、ウェブ方式の口頭弁論期日が施行(来年5月までには施行)された以後のことを危惧する。様々な事件で口頭弁論期日が果たしてきた役割の重要性は論を待たないが、ウェブ方式では効果が大きく減殺され、裁判を受ける権利が実質的に損なわれる。私たちは「リアル手続」を求めるべき時には断固としてたたかう必要がある。

**5** 調停などの場面でもウェブ方式が推奨されつつある。本人の納得の問題や調停委員も含めた相互理解、共感等の面についての問題意識が必要である。

**6** なりすまし、見えない場所に誰がいるか、チャット等による指示、不当な介入や非弁問題の危険もあるが、どう対処するかこの検討・対策が深められているとは言い難い。

**7** 「IT化」は手段であって目的ではない。利便性の側面は見つつも、司法の役割が発揮できるか、裁判を受ける権利を実質的に保障できるか、という観点で対応することが必要である。

**8** さらに、「IT化」ですらない、「法定審理期間訴訟手続」(2026年5月までに施行)という、重大問題がある。

この手続は、当事者双方の申出もしくはどちらかの申出に相手が同意した場合に、始まる。開始から6か月以内に口頭弁論終結、攻撃防御方法提出は5か月

以内、証拠調べは6か月以内(いずれも裁判所はもっと短くすることができる)、1か月以内で判決。法律でこの手続を使えないと明記されているのは、消費者契約事件と個別労働事件だけである。本人訴訟も法律上は排除されない。

限定期間内に提出できる主張と証拠に事実上限られ裁判を受ける権利に反するとの批判をかわすために、当事者の一方だけで途中で通常訴訟に移行できるとしたが、裁判官が実質的に応えてくれる保障はない。

判決の理由も通常の判決と異なり、簡易化する仕組みである。この手続による判決に異議を出すとは最終前の段階に復し、通常訴訟に移行するが、判決を書いた同じ裁判官が審理するので、効果は期待できない。この異議審には手形小切手訴訟の特則(認可判決も)が適用される。

こんな期間限定訴訟は、外国には存在しない。裁判を受ける権利を実質的に損なう手続である。裁判官が弁護士や本人にこの手続を促すことも予想される。この手続の問題点とリスクを知らせ、実際に使われないよう行動し、問題事例は情報を集約して運動を組む必要がある。

なお、近弁連主催のシンポ「法定審理期間訴訟手続の問題点」が開催され、集大成の報告書が近弁連ホームページの「2022年11月29日のお知らせ」でダウンロードできる。ぜひ、ご覧いただきたい。

**9** 民事訴訟法学に憲法の観点を、憲法学に民事訴訟との関係を。この間の取り組みで痛感したところである。

(まさき みどり)